

高萩市低所得の子育て世帯生活応援特別給付金

(ひとり親世帯分) 支給事業実施要綱

(目的)

第1条 物価高騰による影響が長期化する中で、子育ての負担を一人で担わなければならない低所得のひとり親世帯は、心身等に特に大きな困難を抱えている。物価高騰の影響を受けて困難に直面している低所得のひとり親世帯を見舞う観点から、特別給付金を早期に支給することを目的とした子育て世帯生活応援特別給付金支給事業に関し、必要な事項を定める。

(支給要件)

第2条 高萩市（以下「市」という。）は、前条の目的を達成するため、次の各号のいずれかに該当する者（茨城県低所得の子育て世帯生活応援特別給付金（ひとり親世帯分）（以下「本給付金」という。）の支給を既に県又は市から受けている者を除く。以下「支給対象者」という。）に対し、本給付金を支給する。

- (1) 令和8年1月分の児童扶養手当法（昭和36年法律第238号。以下「法」という。）による児童扶養手当（以下「児童扶養手当」とい

う。)の支給を受けている者(その全部を支給しないこととされている者を除く。以下「児童扶養手当受給者」という。)

(2) 公的年金給付等を受けていることにより児童扶養手当の支給を受けていない者(以下「公的年金給付等受給者」という。)であって次のいずれかに該当する者

ア 令和8年1月分の児童扶養手当の支給要件に該当する者(以下「受給資格者」という。)であり、法第13条の2の規定に基づき児童扶養手当の全部を支給しないこととされている者(次の表中は「当該者」という。)であって、次の表の左欄に掲げる者ごとに、令和6年の収入額について同表の右欄に掲げる要件を満たす者

<p>① 当該者(法第4条第1項第1号ロ又はニに該当し、かつ、母がない児童、同項第2号ロ又はニに該当し、かつ、父がない児童その他児童扶養手当法施行令(昭和36年政令第405号。以下「令」という。)で定める児童の養育者を除く。)</p>	<p>法第9条第1項で定める児童扶養手当の一部支給に係る支給制限限度額に相当する収入額未満(収入には、当該者が非課税の公的年金給付等を受給している場合にあっては、その受給額を含み、当該者が母である場合であってその監護する児童が父から当該児童の養育に必要な費用の支払を受けたと</p>
---	---

	<p>き、又は当該者が父である場合であつてその監護し、かつ、これと生計を同じくする児童が母から当該児童の養育に必要な費用の支払を受けたときは、令第2条の4第6項で定めるところにより、当該者が当該費用の支払を受けたものとみなして、収入の額を計算するものとする。)</p>
<p>②当該者（①に規定する養育者に限る。）</p>	<p>法第9条の2で定める児童扶養手当の支給制限限度額に相当する収入額未満（収入には、当該者が非課税の公的年金給付等を受給している場合にあつては、その受給額を含む。）</p>
<p>③当該者の配偶者又は当該者が父若しくは母である場合にあつては当該者の民法（明治29年法律89号）第877条第1項に定める</p>	<p>法第10条又は第11条で定める児童扶養手当の支給制限限度額に相当する収入額未満（収入には、左欄に掲げる者が非課税の公的年</p>

<p>扶養義務者（以下「扶養義務者」という。）で当該者と生計を同じくする者若しくは当該者が養育者である場合にあっては当該者の扶養義務者で当該者の生計を維持する者</p>	<p>金給付等を受給している場合にあっては、その受給額を含む。）</p>
--	--------------------------------------

イ 令和8年1月分の児童扶養手当の受給資格者であり、法第6条の規定に基づく県知事、市長及び福祉事務所を管理する町村長の認定を受けた場合には法第13条の2の規定に基づき手当の全部又は一部を支給しないこととなることが想定される者であって、アの表の左欄に掲げる者ごとに、令和6年の収入額について同表の右欄に掲げる要件を満たす者

2 前項第2号に規定する公的年金給付等受給者であって、令和7年12月22日青家第675号茨城県知事通知「茨城県低所得の子育て世帯生活応援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）の支給について」の別紙「茨城県低所得の子育て世帯生活応援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）支給要領」に基づき支給される給付金（以下「その他の子育て世帯給付金」という。）の支給を既に受けている者又はその他の子育て世帯給付金の実施主体が支給を決定した者については、支給対象者には含まないものとす

る。

- 3 前2項までの規定にかかわらず、本給付金は、支給対象者が次の表の左欄に掲げる者に該当する場合について、同表の右欄に掲げる者に対して支給する。ただし、既に同表の左欄に掲げる者に対して本給付金が支給されている場合には、この限りでない。

児童扶養手当受給者、及び公的年金給付等受給者であって、令和8年1月1日以後に死亡した者（当該者が、当該者に対する本給付金の支給が決定される日までの間に死亡した場合を含む。）	左欄に掲げる者の法第4条に定める要件に該当する児童であった者
--	--------------------------------

（本給付金の支給等）

第3条 市は、支給対象者に対し、この要綱の定めるところにより、本給付金を支給する。

- 2 支給対象者に対して支給する本給付金の金額は、5万円とし、1回に限り支給する。ただし、法第4条に定める要件に該当する児童（以下「監護等児童」という。）が2人以上である支給対象者に支給する給付の額は、これに監護等児童のうちの1人以外の監護等児童につきそれぞれ

5万円を加算した額とする。

(児童扶養手当受給者に対する本給付金の支給の申込み等)

第4条 市は、令和8年1月分の児童扶養手当受給者に対し、本給付金の支給の申込みを行う。

2 児童扶養手当受給者は、前項の申込みを受けた際、別紙様式第1号により本給付金の受給の拒否を届け出ることができる。

3 市長は、第1項の支給の申込み後、速やかに支給を決定し、児童扶養手当受給者に対し、本給付金を支給する。ただし、前項の届出があったときは、この限りでない。

(児童扶養手当受給者に対する本給付金の支給の方式)

第5条 児童扶養手当受給者に対する市による本給付金の支給は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。この場合、第3号に掲げる方式は、申請者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号又は第2号に掲げる方式による支給が困難な場合に限り行うこととする。

(1) 児童扶養手当支給口座振込方式 令和8年1月分の児童扶養手当振込時における指定口座に振り込む方式

(2) 指定口座振込方式 前条第3項の支給決定前までに、児童扶養手当受給者が別紙様式第2号により市に前号の指定口座の変更の届出を提出し、市が当該届出を受けた指定口座に振り込む方式

(3) 窓口交付方式 指定口座への振込みによる支給が困難である場合に、市が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式

(公的年金給付等受給者に対する本給付金に係る申請受付開始日及び申請期限)

第6条 公的年金給付等受給者に対して支給する本給付金に係る市の申請受付開始日は、令和8年3月2日とする。

2 申請期限は、市長が別に定める日とする。

(公的年金給付等受給者に対する本給付金の申請及び支給の方式)

第7条 公的年金給付等受給者に対する本給付金の支給を受けようとする者（以下「本給付金申請者」という。）は、別紙様式第3号の申請書（以下「本給付金申請書」という。）により申請を行う。

2 本給付金申請者による申請及びこれに基づく市による支給は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。この場合、第3号に掲げる方式は、本給付金申請者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機

関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号または第2号に掲げる方式による支給が困難な場合に限り行うこととする。

(1) 郵送申請口座振込方式 本給付金申請者が本給付金申請書を郵送により市に提出し、市が本給付金申請者から指定された金融機関の口座に振り込む方式

(2) 窓口申請口座振込方式 本給付金申請者が本給付金申請書を市の窓口へ提出し、市が本給付金申請者から指定された金融機関の口座に振り込む方式

(3) 窓口交付方式 本給付金申請者が本給付金申請書を郵送により、又は市の窓口において市に提出し、市が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式

3 市長は、第1項の規定による申請の際、戸籍謄本並びに別紙様式第4号の申立書及び給与明細書、公的年金証書等の所得を証明する書類等を提出させること等により、当該本給付金申請者が第2条の要件を満たす者であるかについて確認を行う。

4 市長は、第1項の規定による申請の際、必要に応じて、公的身分証明書の写し等を提出させ、又は提示させること等により、当該本給付金申請者の本人確認を行う。

(代理による申請)

第8条 代理により第7条第1項の申請を行うことができる者は、当該本給付金申請者の指定した者であると認められる者その他知事が別に定める方法により適当と認める者とする。

(本給付金申請者に対する支給の決定)

第9条 市長は、第7条第1項の規定により提出された申請書を受理したときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、当該本給付金申請者に対し、第7条第2項各号に掲げる方式により本給付金を支給する。

(本給付金の支給等に関する周知)

第10条 市は、本給付金支給事業の実施に当たり、支給対象者及び監護等児童の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行う。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第11条 市が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、本給付金申請者から第6条第2項の申請期限までに第7条第1項の申請が行われなかった場合、当該本給付金申請者が本給付金の支給を受けるこ

とを辞退したものとみなす。

- 2 市長が第4条第3項の規定による支給決定を行った後、市が把握する令和8年1月分の児童扶養手当振込時における指定口座（支給前までに指定口座の変更を届け出ている場合にあつては、当該届出をした指定口座とする。）に本給付金の支給として振込みを行う手続を行ったにもかかわらず、指定口座への振込みが口座解約・変更等の事由により令和8年4月30日までに完了できない場合は、本件契約は解除される。
- 3 市長が第9条の規定による支給決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず、申請書の補正が行われないことその他支給対象者の責に帰すべき事由により令和8年4月30日までに支給が完了できない場合は、当該申請は取り下げられたものとみなす。

（不当利得の返還）

第12条 市長は、本給付金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しなくなった者又は偽りその他不正の手段により本給付金の支給を受けた者に対し、支給を行った本給付金の返還を求める。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第13条 本給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第14条 この要綱の実施のために必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年2月1日から施行する。